明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

▷

第二目　推計の対象と共通要件等

（推計の対象）

第百八十六条　内部格付手法採用最終指定親会社は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて次目の定めに従って各債務者格付に対応するPDを、次目から第六目までの規定によりリテール向けエクスポージャーについて各プールに対応するPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD並びに第六目の規定によりEADを推計しなければならない。

（デフォルトの定義の参照）

第百八十七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、並びにPD、LGD及びEADの推計を行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

一　第百九十一条又は第百九十二条の規定に従っていること。

二　内部データ及び外部データに対して、デフォルト事由を用いた場合とほぼ同等の結果となるようにデータに適切な調整を行っていること。

（推計の共通要件）

第百八十八条　内部格付手法採用最終指定親会社は、PD、LGD及びEADを推計するに当たり、推計に関連するすべての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いなければならない。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合は、当該変更を考慮に入れなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案しなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

5　内部格付手法採用最終指定親会社は、一年に一回以上の頻度でPD、LGD及びEADの推計値を見直さなければならない。

（データの抽出に関する要件）

第百八十九条　推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用最終指定親会社のエクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならない。

2　データの前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものでなければならない。

3　抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用最終指定親会社が信頼するに足りる程度でなければならない。

4　推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならない。

（推計の誤差に応じた保守的な修正）

第百九十条　内部格付手法採用最終指定親会社は、予測される推計に誤差が生じることを考慮してPD、LGD及びEADの推計値を保守的に修正しなければならない。

第三目　PDの推計

（事業法人等向けエクスポージャーのPD）

第百九十一条　内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる手法又はこれらに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならない。

一　事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均PDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データから推計する手法

二　内部格付と外部格付を紐付け、外部格付に対応したPDを格付に割り当てることによりPDを推計する手法（以下この条において「マッピング」という。）

三　債務者格付に属する個々の債務者のデフォルト確率の推計値をモデルに基づいて算出し、当該推計値の単純平均をPDとする手法

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　内部格付手法採用最終指定親会社は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析を記載すること。

二　内部格付手法採用最終指定親会社は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正すること。

三　内部格付手法採用最終指定親会社が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用最終指定親会社の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものではないこと。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　マッピングは、内部格付及び外部格付の基準の比較並びに共通の債務者に対する内部格付及び外部格付の比較に基づくものであること。

二　マッピングの手法又は定量化に用いるデータは、偏ったものではなく、一貫性に欠けるものでないこと。

三　定量化に用いるデータの基礎となる外部信用評価機関等の基準は、債務者のリスクに対するものであって、エクスポージャーに係る特性を勘案するものではないこと。

四　信用リスク管理指針に内部格付の基準及び外部格付の基準においてデフォルトとして扱われる事由に関する比較及び分析並びにマッピングの基準が記載されていること。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーのPDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

5　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのPD等）

第百九十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、プールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源としなければならない。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用最終指定親会社がエクスポージャーを各プールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーの長期平均PDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

○